

令和7年1月15日

〒105-0003

東京都港区西新橋1丁目5番8号 西新橋一丁目川手ビル6階

選沢出版株式会社

代表取締役 湯浅次郎 殿

〒102-0093

東京都千代田区平河町2丁目16番1号

平河町森タワー11階・12階

のぞみ総合法律事務所

電話：03（3265）3851

FAX：03（3265）3860

公益財団法人日本財団代理人

弁護士 矢 田 次 男

弁護士 渡 邊 誠

抗 議 書

当職らは、公益財団法人日本財団（以下、「抗議法人」といいます。）の代理人として、貴社に対し、貴社発行にかかる2025年1月号「選沢」における「日本モーターボート競走会」「日本財団の資金源が『無法地帯』に」と題する記事（以下、「本件記事」といいます。）について、以下のとおり抗議いたします。

1. 貴社は、本件記事に、概要、以下の内容を掲載し、多数販売いたしました。

(1)小見出し

・監督官庁・国交省と財団の「癒着」

(2)本文

・日本財団が天下り先でもあるからだ。

・財団は出向を受け入れていた二〇一八年度までの四年間に海事局から総額五億円余りの事業をほぼ独占で受注していた。

2. 上記記載は、一般人の普通の注意と読み方からして、以下の事実を摘示しております（以下、摘示された事実を「本件摘示事実」といいます。）。

日本財団が国土交通省を退職した公務員のいわゆる天下り先（再就職先）となっていたり、国土交通省海事局からの事業を独占的に受注するなどしており、国土交通省と癒着している。

本件摘示事実により、抗議法人が、監督官庁である国土交通省と不適切な関係を構築して不適切な事業運営を行っているとの印象を読者に与えるのであって、抗議法人が長年携わってきた公正・適正な事業運営を行っている公益性の高い財団としてのイメージを無にするものであり、抗議法人の社会的評価を著しく低下させるものです。

そして、日本財団が国土交通省を退職した公務員を再就職として受け入れている事実はなく、また、国土交通省海事局からの事業の受注は他の事業者と共同して行っているものであり、独占的に受注しているものではなく、日本財団と国土交通省とが癒着している事実等も一切ないのであって、本件摘示事実は虚偽であり、本件記事は根拠のない中傷記事というほかなく、抗議法人に対する名誉毀損に該当します。

そして、貴社は、本件記事を掲載するにあたり、抗議法人に対して一切の取材をしておらず、取材が不十分であると言わざるを得ません。抗議法人は、貴社に対し、2023年3月号「選択」の「ミャンマー混迷『日本財団』の罪」「笹川陽平『国軍べったり』の悪評」と題する記事に対しても令和5年3月15日付け抗議書及び同年4月27日付け通知書を送付し、抗議法人に関する記事を掲載するのであれば、最低限、抗議法人に対しても取材するべきであるなどと強く要望しました。それにもかかわらず、これが遵守されずに、読者の誤解を生むような本件記事が掲載されたことは極めて遺憾です。

3. 以上より、抗議法人は、貴社に対し、本件記事について強く抗議し、本件記事の訂正および抗議法人への謝罪にかかる記事を「選択」の次号に掲載するよう求めるとともに、今後このようなことがないように適切な取材活動に基づく記事の掲載に努めていただくよう改めて強く要望いたします。

なお、本件については、当職らがすべて受任しておりますので、本件についてのご連絡等は、当職ら宛（主任：渡邊）にお願いいたします。

以 上